

オープンソースの「今」を伝える

Open Source Conference 2022 Online Spring

2022年3月11日(金)-12日(土) 10:00~18:00 オンライン会場(Zoom&YouTube Live)

オープンソースとライセンス - 『オープンソースの教科書』第7章 より

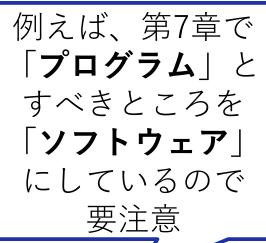
2022年3月11日 NEC OSS推進センター・姉崎章博



『オープンソースの教科書』 C&R研究所刊

- ◆著者:宮原 徹/姉崎 章博/監修:OSPN
 - オープンソースソフトウェアとは何か ■第1章
 - オープンソースを使ってみる ■第2章
 - オープンソースとコミュニティ ■第3章
 - ■第4章 オープンソース開発に参加してみるには
 - ■第5章 オープンソースとビジネス
 - ■第6章 オープンソースの歴史
 - オープンソースとライセンス ■第7章
 - ■第8章 さまざまなオープンソースの実例
- ◆「はじめに」での宮原さんの言葉
 - ■本書は完全な正確さを目指していません
 - ■初学者のために「まずはわかる」ということを重視して書きま した









「第7章 オープンソースとライセンス」章内目次

- **◆**ライセンスの例
- ◆MITライセンス
- ◆二条項BSDライセンス
- ◆GNU General Public License (GNU GPL)
- ◆オープンソースの定義(OSD)
- ◆なぜ、ライセンスが付いているのか?
- ◆著作権法のポイント
- ◆ ライセンス視点でのオープンソースの使い方
- ◆ライセンス条件の満たし方例
- ◆実はダメな対応
- ◆著作物を意識した対応





ライセンスの例

オープンソースソフトウェア	<u>主な</u> ライセンス
Linuxカーネル	GNU GPLv2
FreeBSD	二条項BSDライセンス*1
PostgreSQL	MIT ライセンス *1
Samba	GNU GPLv3
Apache HTTP Server	Apache License 2.0

*1 これらは、ライセンスの正式名称ではありません。 それぞれ、**似たライセンスの総称**として使われています。





Apache License 2.0

Artistic license 1.0

Artistic License 2.0

BSD+Patent

License 1.0

Apple Public Source License

Attribution Assurance License

Common Development and Distribution

CUA Office Public License Version 1.0

Educational Community License, Version 1.0

Boost Software License

Common Public License 1.0

Eclipse Public License 1.0

Eclipse Public License 2.0

eCos License version 2.0

Eiffel Forum License V1.0

Eiffel Forum License V2.0

EU DataGrid Software License

Entessa Public License

Frameworx License

Fair License

Apache-2.0

APSL-2.0

Artistic-1.0

Artistic-2.0

AAL

BSL-1.0

CDDL-1.0

CPL-1.0

EPL-1.0

EPL-2.0

eCos-2.0

ECL-1.0

EFL-1.0

EFL-2.0

Entessa

EUDatagrid

Frameworx-1.0

AGPL-3.0

CUA-OPL-1.0

BSD-2-Clause-Patent

原文 人気

原文 再不

原文 置換

原文

原文

原文

原文

原文 高物

原文 廃止

原文 置換

原文 人気

原文 再不

原文 置換

原文 置換

原文 重複

原文 再不

百女

原文 再不

原文

再不

重複

Naumen Public License

Nethack General Public License

Nokia Open Source License

NTP License

重複

人気 原文

日本語参考訳について(1/3)

オープンソースライセンスの日本語参考訳

Python-2.0

CNRI-Python

QPL-1.0

RPSL-1.0

FSF 区分

非両立

非両立

自由

自由

非両立

非面立

不自由

非両立

非両立

非両立

不自由

自由

自由

自由

自由

自由

再不

再不

再不

置換

再不

特定

再不

廃止

再不

再不

原文

内容を理解するために、日本語参考訳を活用しましょう

OSG-JP: https://opensource.jp/ > https://licenses.opensource.jp/												
オープンソースライセンスの日本語参考訳-フフラィセンス												
ライセンス名	短識別子	原文	OSI 区分	ライセンス名	短識別子	原文	OSI 区分	FSF 区分	ライセンス名	短識別子	原文	OSI 区分
0-clause BSD License	OBSD	原文		GNU General Public License version 2	GPL-2.0	原文	人気	自由	CLC Research Public License 2.0	OCLC-2.0	原文	再不
1-clause BSD License	BSD-1-Clause	原文		GNU General Public License version 3	GPL-3.0	原文	人気	自由	Open Group Test Suite License	OGTSL	原文	171
2-clause BSD License	BSD-2-Clause	原文	人気	GNU Lesser General Public License version	LGPL-2.1	原文	人気	自由				
3-clause BSD License	BSD-3-Clause	原文	人気	2.1					Open Software License 2.0	OSL-2.0	原文	置換
				GNU Lesser General Public License version 3	LGPL-3.0	原文	人気	自由	OpenLDAP Public License Version 2.8	OLDAP-2.8	原文	重複
Academic Free License 2.0	AFL-2.0	原文	置換	Historical Permission Notice and Disclaimer	HPND	原文	重複	自由	PHP License 3.0	PHP-3.0	原文	高級
Apache Software License 1.1	Apache-1.1	原文	置換	IRM Public License 1.0	IDI -1 0	西女	雨水	非成分	PLIP DICEISE 3.0	PHP-3.0	M.X.	ELDA:

IPL-1.0 围不 非両立 Intel 原文 廃止 自由

IBM Public License 1.0 Python License Intel Open Source License CNRI Python license IPA IPA Font License 原文 特定 非両立 Q Public License ISC License ISC 原文 自由 RealNetworks Public Source License V1.0 Jabber Open Source License jabberpl 廃止 非両立 Lawrence Berkeley National Labs BSD BSD-3-Clause-LBNL 原文 特定 Variant License Lucent Public License "Plan9", version 1.0 LPL-1.0 原文 置換

Lucent Public License Version 1.02 LPL-1.02 原文 重複 非面立 MIT License 原文 MIT 人気 自由 MIT No Attribution License MIT-0 原文 MITRE Collaborative Virtual Workspace CVW 原文 廃止 Motosoto License Motosoto 原文 围不 Mozilla Public License 1.0 MPL-1.0 原文 置換 非両立 Mozilla Public License 1.1 MPI-1 1 原文 置換 非両立 Mozilla Public License 2.0 MPL-2.0 原文 人気 自由 Mulan Permissive Software License v2 MulanPSL-2.0 原文 国際 Multics License Multics 原文 围不 NASA Open Source Agreement 1.3 NASA-1.3 原文 特定

Naumen

NGPL

Nokia

NTP

原文

原文

原文

原文

Sleepycat License License The Unlicense X.Net License 再不 zlib/libpng license 雨不 再不 非面立 「オープンソースとライセンス - 『オープンソースの教科書』第7章 より|姉崎章博

Reciprocal Public License, version 1.1 RPL-1.1 Ricoh Source Code Public License RSCPL SIL Open Font License 1.1 OFL-1.1 Sleepycat Sun Industry Standards Source License SISSL Sun Public License 1.0 SPL-1.0 Sybase Open Watcom Public License 1.0 Watcom-10 University of Illinois/NCSA Open Source NCSA Unlicense Vovida Software License v. 1.0 VSL-1.0 wxWindows Library License WXwindows Xnet Zope Public License 2.0 ZPL-2.0 Zlib OSI区分: OSIのライセンス氾濫委員会による区分 6 大気・広く一般的に使用されているか。 おしくけ違わかコミュニティに支えられているライセ **OSS License** \Orchestrating a brighter world Checked!

原文 重複 原文 原文 原文 再不 原文 重複 再不 です 原文

GNU Affero General Public License version 3

日本語参考訳について(2/3)

内容を理解するために、日本語参考訳を活用しましょう…個々のサイトを優先

FreeBSDプロジェクトhttps://www.freebsd.org/ja/copyright/freebsd-license/



日本語参考訳について(3/3)

内容を理解するために、日本語参考訳を活用しましょう…個々のサイトを優先 FAQ/ja - PostgreSQL wiki : https://wiki.postgresql.org/wiki/FAQ/ja

2.6 PostgreSQL のライセンスはどうなっていますか?

Postgre SQL のライセンスはどうなっていますか?

PostgreSQL は下記のラインセンスに従います。				
PostgreS∩'	・・マクトで配布されています	· ''''考がそのコードを好き'	'ヾ゙ヰされて	
	tabase Management System wn as Postgres, then as Postgres95)			
Portions Copy	right (c) 1996-2011, PostgreSQL Global De	velopment Group		
Portions Copy	right (c) 1994, The Regents of the Univer	sity of California		
documentation is hereby gran	use, copy, modify, and distribute this s for any purpose, without fee, and withou nted, provided that the above copyright r the following two paragraphs appear in a	t a written agreement ootice and this		
ти	THE UNIVERSITY OF CATTERNY	TE TO ANY PAPTY TO		

POSTGRESOL データベース管理システム

部分的著作権 (c) 1996-2011, PostgreSQL国際開発グループ 部分的著作権 (c) 1994-1996 カリフォルニア大学本校

本ソフトウェアおよびその文書一式は上記の著作権表示と、この文章 およびこれに続く二つの段落が全ての複製に添付されている限りにおい て、使用、複製、修正および配付の許可を、いかなる目的であっても、 無償でかつ同意書無しに行なえることをここに認めます。

カリフォル二ア大学は、いかなる当事者にたいしても、利益の壊失を 含む、直接的、間接的、特別、偶然あるいは必然的にかかわらず生じた 損害について、だとえカリフォルニア大学がごれらの損害について訴追 を受けていたとしても、一切の責任を負いません。

カリフォルニア大学は、商用目的における暗黙の保証と、特定目的で の適合性に関してはもとより、これらに限らず、いかなる保証も放棄す ることを明言します。以下に用意されたソフトウェアは「そのまま」を 基本原理とし、カリフォルニア大学はそれを維持、支援、更新、改良あ るいは修正する義務を負いません。

著作権に関する正文は上記の英語による表記です。日本語訳はあくまで 参考程度としてください。





MITライセンス

- ◆MIT(マサチューセッツエ科大学)で開発されたX Window Systemのライセンス
- ◆Xライセンス/BSDライセンス(の一種)とも呼ばれる。
- ◆それを真似たライセンスが無数に。OSIの雛型が標準的扱い。
- ◆日本語参考訳<https://licenses.opensource.jp/MIT/MIT.html> ①著作権表示 Copyright (c) <year> <copyright holders>

以下に定める条件に従い、本ソフトウェアおよび関連文書のファイル(以下「ソフ ウェア」)の複製を取得するすべての人に対し、ソフトウェアを無制限に扱うことを **無償で許可します**。これには、ソフトウェアの複製を使用、複写、変更、結合、掲載 頒布、サブライセンス、および/または販売する権利、およびソフトウェアを提供す る相手に同じことを許可する権利も無制限に含まれます。

上記の著作権表示および本許諾表示を、ソフトウェアのすべての複製または重要な部 ③表示について:許諾条件 分に記載するものとします。

ソフトウェアは「現状のまま」で、明示であるか暗黙であるかを問わず、何らの保証 もなく提供されます。ここでいう保証とは、商品性、特定の目的への適合性、および 権利非侵害についての保証も含みますが、それに限定されるものではありません。 作 者または著作権者は、契約行為、不法行為、またはそれ以外であろうと、ソフトウェ アに起因または関連し、あるいはソフトウェアの使用またはその他の扱いによって生 じる一切の請求、損害、その他の義務について何らの責任も負わないものと」

二条項BSDライセンス

- ◆UCB(ヵルフォルニア大学バークレー校)で開発されたバークレー版Unixなどのソフト群 BSD(Berkeley Software Distribution)のライセンス。四条項、三条項などもあった。
- ◆UCB外で、それぞれを真似たライセンスが多数。
- ◆ 日本語参考訳<https://licenses.opensource.jp/BSD-2-Clause/BSD-2-Clause.html> Copyright <年> <著作権者> (1)著作権表示

ソースコード形式かバイナリ形式か、変更するかしないかを問わず、以下の条件を満 たす場合に限り、再頒布および使用が許可されます。

- 1.ソースコードを再頒布する場合、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記免責 条項を含めること。
- 2. バイナリ形式で再頒布する場合、頒布物に付属のドキュメント等の資料に、上記の <u>著作権表示、本条件一覧、および下記免責条項を含めること。</u>

本ソフトウェアは、著作権者およびコントリビューターによって「現状のまま」提供されており 、明示黙示を問わず、商業的な使用可能性、および特定の目的に対する適合性に関する暗黙の保 証も含め、またそれに限定されない、いかなる保証もありません。著作権者もコントリビュー ターも、事由のいかんを問わず、 損害発生の原因いかんを問わず、かつ責任の根拠が契約である か厳格責任であるか(過失その他の)不法行為であるかを問わず、仮にそのような損害が発生す る可能性を知らされていたとしても、本ソフトウェアの使用によって発生した(代替品または代 用サービスの調達、使用の喪失、データの喪失、利益の喪失、業務の中断も含め、またそれに限 定されない)直接損害、間接損害、偶発的な損害、特別損害、懲罰的損害、または結果損害につ いて、一切責任を負わないものとします。

ちなみに

条文に分かれていないとMITライセンスと称する事が多いが,

◆PostgreSQLライセンス 似たライセンスの総称に使われている

本ソフトウェアおよびその文書一式は上記の**著作権表示**と、**この文章** および**これに続く二つの段落**が全ての複製に添付されている限りにお いて、使用、複製、修正および配付の許可を、いかなる目的であって も、 無償でかつ同意書無しに行なえることをここに**認めます**。

◆ <u>MITライセンス</u>(_{再掲)}

以下に定める条件に従い、本ソフトウェアおよび関連文書のファイル (以下「ソフトウェアー)の複製を取得するすべての人に対し、ソフ トウェアを無制限に扱うことを無償で**許可します**。これには、ソフト ウェアの複製を使用、複写、変更、結合、掲載、頒布、サブライセン ス、および/または販売する権利、およびソフトウェアを提供する相手 に同じことを許可する権利も無制限に含まれます。

上記の**著作権表示**および**本許諾表示**を、ソフトウェアのすべての複製 または重要な部分に記載するものとします。

ソフトウェアは(以下省略)





GNU General Public License (GNU GPL) (1/2)

- ◆GNUプロジェクトで開発されたソフトウェアのライセンスの一つ。
- ◆GNU以外でも, Linux, Samba, MySQLなど多数で使われている。
- ◆GPLv3が出ているが、LinuxカーネルはGPLv2のまま。 Linus Torvalds氏は、移行のメリットが無いと。
- ◆二条項BSDライセンスとGNU GPLv2の条項対応

二条項BSDライセンス	GNU GPLv2
第1条 ソースコードの再頒布の条件	第1条 ソースコードの複製物を そのまま頒布する条件
	第2条 『ソフトウェア』を基にした 著作物の頒布の条件
第2条 バイナリ形式での再頒布の条件	第3条 オブジェクトコードないし 実行形式での頒布の条件

◆日本語参考訳<https://licenses.opensource.jp/GPL-2.0/GPL-2.0.html>





GNU General Public License (GNU GPL) (2/2)

- ◆バイナリ形式での再頒布条件に『ソース開示』が追加。
- ◆『ソース開示』:GPLv2の以下の条件の選択肢をここでは指す
 - a)ソフトウェアにソースコードを添付すること。
 - b)ソフトウェアにソースコードを提供する旨の申し出を添付すること。
- ◆この条件が追加されたことにより、

受け取った人も改変可能になる(改変の自由)





オープンソースの定義(OSD

- ◆1998年、OSI(Open Source Initiative)が定義
- 開発者が対象で プログラムを公 開するときの話
- ◆「オープンソースのライセンスのひな型」ではない
- ◆文字通り、「オープンソースの定義」であって

「オープンソースライセンスの定義」ではない

そんなものは存在しない

◆公開されたソフトウェアを、

「オープンソース」と呼べるか否かの判断基準

■極端な例でいえば、

BSDライセンスが付いて公開されたソフトウェアでも

バイナリのみの公開であればオープンソースと呼べないといいう定義

「そういうライセンスを付ければ,オープンソースになる」わけじゃない

以上、

オープンソースのライセンスの例

を見てきましたが、

何かご質問はありますでしょうか?





なぜ、OSSにライセンスが付いているのか?

◆ソフトウェアは、ほぼ世界中の国々の

著作権法で保護されているから。

- ◆無料で公開されたソフトウェアは自由に使ってよい?
 - ■開発者に無断で再頒布することは著作権法に違反する
 - ■開発者が**再頒布の許諾**として付けているのがGPL等**ライセンス**
 - ■ライセンスが付いていないと誰も再頒布できない

前出のOSDは、開発者が対

プログラムを再頒布するときの話



著作権法のポイント - ①どの国の著作権法?

主なオープンソースも、主なライセンスも米国製 米国著作権法の理解が必要?

米発OSSでも日本で利用するなら日本国著作権法で保護

ベルヌ条約(内国民待遇)

輸出する場合は輸出先の著作権法

大体は、ベルヌ条約で各国著作権法の整合が取れている





著作権法のポイント②ライセンスを決めるのは誰?

プログラム開発者 (著作者)

業務で開発したプログラムの著作者は自動的に会社(法人)

オープンソースの再頒布は著作権の一つ「複製権の行使」

複製権は著作者が専有する(著作権法で定義)

その許諾と条件であるライセンスを決める**権利は著作者にある**

だから、「オープンソースライセンスの定義」など存在しない





著作権法のポイント③二次的著作物のライセンス(1/3)

二次的著作物:GPLなどでは、派生物、派生著作物とよばれる

改変したプログラム、または取り込んだプログラム

元のプログラム**:原著作物**ともいう

二次的著作物の著作者は、改変した開発者(二次的著作者)

二次的著作物のライセンスを決める権利は二次的著作者にある?





著作権法のポイント③二次的著作物のライセンス(2/3)

二次的著作者の権利は、著作権法上、次のように制限される

①再頒布する二次的著作物を公に開発するには、

元著作者の許諾が必要(第27条)

原著作者指定のライセンス条件を満たす必要がある。

②二次的著作者が有する権利は,原著作者にも与えられる(第28条)

二次的著作物で新たに発生した権利も原著作者に与えられる。

③二次的著作物は原著作者の権利に影響を及ぼさない(第11条)

原著作者が示したライセンス条件は何ら変更されない。

著作権法のポイント③二次的著作物のライセンス(3/3)

二次的著作者の権利は、著作権法上、いろいろ制限されるから

思い通りのライセンス条件を付けるためには、

原著作物としてソフトウェアを開発する必要がある

Richard M. Stallman氏も**GNUプロジェクト**で、

原著作物を創作する活動を始めたのだろう

※GPLだろうが、原著作者の権利(ライセンス)を変えられない





以上、

ライセンスの基となる著作権について

を見てきましたが、

何かご質問はありますでしょうか?





ライセンス視点でのオープンソースの使い方

◆オープンソースの自由、つまり、できることは4つのレベル

レベル1: ソフトウェアの実行

レベル2: ローカルな複製・改変

レベル3: 企業グループ内での複製・改変

レベル4: 外部に再頒布

オープンソースを使おうとしたとき、著作権侵害しないように、

自分がどのレベルで使おうとしているのか**自覚**が必要



レベル1:ソフトウェアの実行

◆ダウンロードなどして入手したオープンソースの実行は、

著作権行使ではない

- ■Linuxカーネルの実行
- ■GNU GCCで商用ソフトウェアの実行形式を作成

⇒ライセンス条件を満たす必要が無い





レベル2:ローカルな複製・改変

◆DLしたオープンソースを自マシンで動くように改変:よくある

『著作権の制限』で著作権行使にならない

- ■「私的使用のための複製」(第30条)が難しいとしても
- ■「電子計算機における著作物の利用に付随する利用等」(第47条の四) など

⇒ライセンス条件を満たす必要が無い



レベル3:企業グループ内での複製・改変

- ◆書籍を社内だからといってコピーを配っては、著作権侵害
- ◆OSSの改変版を社内で広く共有して使うことはよくあるのは?
 - ⇒著作者である開発者が**暗黙に許諾**している状態

許諾理由の推測

- ■複製は、公開されたものをダウンロードすれば同じだし
- ■改変も社内で閉じているならノウハウが見えるわけでもなし
- ■問題があれば、社内で解決すればいい話…とか
- ◆そう思っているであろう開発者が多いだけで保証はない
- ◆が、**許諾していないならば、サイトに明記**されるでしょう





例えば クラウドサービスとGNU AGPLv3

- **◆企業グループ内での複製・改変を許さない**場合の一例:AGPL
- ◆こういう意図かな?
 - ■クラウドなどでサービス提供は社内の問題と言い難い
 - ■改変していなければ、ダウンロードすれば同じだが
 - ■改変していても複製しなければ著作権行使していないが
 - ■改変したものを複製して大規模にサービスを提供している場合、 ただ乗り(FreeRide)感が強く、これを防げないか
- ◆サービス利用者に対してもソースコードを提供する条件を加えた
- ◆商用ソフトウェアのお試し版ライセンスのように扱うのが妥当か





レベル4:外部に再頒布

- ◆生産(**複製**)する製品の販売**は、著作権の行使**
- ◆機能的に使っているか否かは関係無い
- ◆複製されるものにオープンソースが含まれていれば著作権行使
- ◆ ライセンス条件を満たしていなければ著作権侵害
- ◆含まれているオープンソースの再頒布条件を確認し、
 - 条件を満たすよう対応しましょう



以上、

オープンソースのライセンス的扱い方について

を見てきましたが、

何かご質問はありますでしょうか?





残りは、書籍にて、ご確認ください。 https://c-r.com/book/detail/1416







『オープンソースの教科書』の印税は、

微々たるものらしいですが、

OSC事務局運営の足しになるそうです。

皆様のご協力をよろしくお願いします。





OSSライセンスを正しく理解するための本

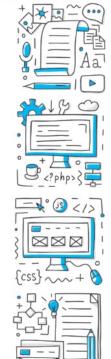
「第7章 オープン ソースとライセン ス | の元ネタになっ た本が、同じくC&R 研究所から10月19日 出版されました。



Understand the Open Source Software License Correctly

を正しく理解 するための本

姉崎章博 🚭



本書では、OSSライセンスを正しく理解す るために著作権を主眼点において解説してい ます。プログラマーは、文字をつづってプログ ラムという著作物を創作するという点におい ては、文芸作品を創作する作家と同じように 著作権を意識する必要があります。

著作権について理解してから、OSSライセ ンスについて理解する、そのような段階を踏 んで理解することが苦手な人もいるでしょう。 そこは少々我慢して、一つひとつ理解を進め ましょう。短絡的な表現はわかりやすいかもし れませんが、特定の場合にしか当てはまらな い、または、どの場合にも当てはまらない表現 であることが少なくありません。そのような表 現で「わかったつもり」になってしまっては、間 違った前提で理解を進めてしまいがちです。

(序文より抜粋)

著作権が理解できれば、 OSSライセンスも理解できる!

誤解されがちなOSSライセンスを「正しく」理解し、無用なトラブ ルを避け、OSSを活用するための1冊! OSSライセンスのコンサ ルティングに長年取り組んでいる著者が丁寧に解説!

C&R研究所について

C&R研究所は新潟市にある出版社です。ユ ニークな社風や教育方針は新聞やテレビなど で紹介されたりします。詳細については、次の Webサイトでご覧いただくことができます。

www.c-r.com

また、新潟本社には2 代目会社犬「ラッキー」 がいます。名刺を持つ正 に勤務しつつ、セラピー ドッグとして社内のメ



ンタルヘルスにも貢献しています。

https://www.c-r.com/book/detail/1425

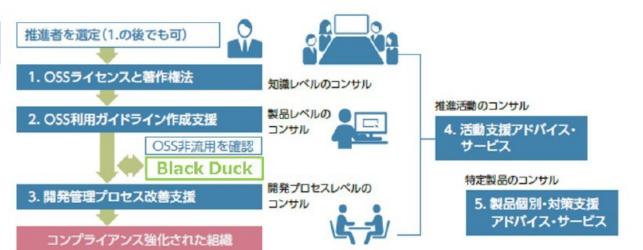




OSSライセンス コンサルティング https://jpn.nec.com/oss/osslc/

1.	OSSライセンスと著作権法講義	「なんとなくしか知らなかったGPLが目から鱗」と好評な著作権法 からOSSライセンスをお話しする講義です
2.	OSS利用ガイドライン作成支援	実製品で利用OSSを例に、OSSライセンスの正しい理解・解釈の仕 方及び対策のガイドラインの作成をご支援します
3.	開発管理プロセス改善支援	開発または品質管理システムにチェックポイントを組み込み、統制 の取れた開発管理・品質管理標準の改善をご支援します
4.	活動支援アドバイス・サービス	御社の特定のOSSライセンス・コンプライアンス活動に対して、年間を通じて、アドバイスをご支援するサービスです
5.	製品個別・対策支援アドバイス・サービス	御社の特定の製品に対して、目視あるいはツールを利用した結果、

OSSライセンスの コンプライアンスの推進ステップ



認識されたUSSフイゼン人選及に対して、アトハイスを提供します





まずは、無料セミナー:オンラインをご利用ください a-anezaki@nec.com まで、ご相談ください

- ◆タイトル:OSSライセンスと著作権法のポイント ~正しいOSSライセンスの理解の仕方~
- ◆時間:1.5時間 1時間超のセミナー、サービス紹介と質疑応答 (1-2名から数十名でも可)
- ◆講師:NEC OSS推進センター 姉崎 章博
- ◆スライド概要

テキスト: https://jpn.nec.com/oss/osslc/doc/PointOfOSSlicenseAndCopyrightLaw16up.pdf

- フリーソフトウェアとOSSの概史
- OSSライセンスはどんな条件が書かれているのか
- OSSライセンスの位置づけ
- OSSライセンスとソフトウェアライセンス(ex.EULA)との違い
- 2009年12月、14社がGPL違反で提訴された
- GPLv2 第3条の読み方
- GPLは契約ではないならば、何か?
- ◆ 無料の理由:**企業・コミュニティ・弁護士問わず、都市伝説を語る人が多いため**。 一度聞いてもらわないと、有償の価値をわかってもらいにくいため。





Orchestrating a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、 誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

以上、

となりますが、

何かご質問はありますでしょうか?





Orchestrating a brighter world

